

3 管内と畜場における CSF 対策

○宇杉 央 磯田 加奈子

要約

と畜場における豚熱（CSF）対策は大きく2つを挙げることができる。1つは、と畜場での発生に備えた対応で、殺処分等の防疫計画の作成などの準備をしておく必要がある。管内Aと畜場は、東京都中央卸売市場に併設され、と畜場の管理・運営及びと畜業務は市場部局が行っている。と畜検査は、公衆衛生部局が所管しており、と畜場において、家畜伝染病が発生した場合には、家畜衛生部局、公衆衛生部局、市場部局の3局で連携した対応が必要となる。もう1つは、交差汚染防止対策で、車両消毒等の対策によりと畜場内での家畜運搬車等の交差汚染を防止することは、農場でのCSF発生予防のためには、不可欠な対策である。平成26年の豚流行性下痢の全国的な流行以降、Aと畜場はと畜場内における交差汚染の防止に努めてきたが、昨年の国内でのCSF発生以降、公衆衛生部局及び市場部局の獣医職が中心となり、さらなる衛生対策の強化を図ってきた。今年度、当所も、Aと畜場へ赴き、衛生対策の状況等を確認するなどして、関係部局と連携しながらCSF対策強化に取り組んだので、その概要について報告する。

※Aと畜場におけると畜頭数(平成29年1日あたり平均) 牛：362頭、豚：780頭

東京都家畜防疫推進会議の開催

これまで、都では、畜産物の生産、衛生管理、流通に係る担当部局の連携強化を図ることを目的として、3局で構成する「東京都家畜防疫推進会議」（三局会議）を設置し、と畜場における家畜伝染病発生時の対応等について協議を行ってきた。

平成31年4月に開催された三局会議では、Aと畜場でCSFが発生した場合の対応等について協議した。と畜場で異常豚を発見し、家保へ届出をして以降、入退場時の車両や人の消毒方法等多くの検討課題が挙げられた。4月以降も、3局の担当者が参集し、次に示すような課題について協議を行った。

野生いのしし CSF 陽性地点から

半径10km以内の農場からの出荷への対応

令和元年9月、CSF陽性の野生いのしし発見地点から半径10km以内に位置する1戸の他県養

豚農場から、Aと畜場に豚が出荷されるとの情報があった。当該農場との交差汚染を防止するため、生体搬入時の防疫措置について、以下のとおり対応することとした。

- ・当該農場の豚の搬入は、と畜日当日の—最後の搬入とする。
- ・生体繫留所において、当該農場の豚を搬入するエリアと、他の農場の豚を搬入するエリアを分ける。
- ・当該農場の豚の追い込み等を行う作業者は、専用の防護服、長靴、手袋等を着用する。
- ・当該農場の豚が通った繫留所内のエリアは、と畜終了後、洗浄・消毒を行う。
- ・作業終了後、作業者は全身を消毒し、防護服等を脱いで、繫留所から退出する。

埼玉県でのCSF発生を受けた衛生対策の強化

令和元年9月、埼玉県の養豚場において、CSFが発生したことを受けて、交差汚染防止対策を

行った。Aと畜場は市場を併設しているため、場内には家畜運搬車両だけではなく、多くの車両が入退場するため、車両の動線は複雑に交差していたが、家畜運搬車両とそれ以外の車両の動線を分け、それぞれ一方通行となるよう整理した。また、車両消毒については、家畜運搬車両は従来通り車両消毒槽を通過して入場し、ゲート式消毒装置及び車両消毒槽を通過し退場するよう改めて関係者に徹底した。家畜運搬車両以外については、新たに入退場口に設置した消毒マットを通過して入場し、退場時は生体車両と同様の消毒することとした。一般の乗用車は動力噴霧器によるタイヤハウスの消毒を実施することとした。徒歩で来場する人についても、各出入口に消毒マットを設置し、靴底消毒を実施した。

CSF ワクチン接種農場からの

生体受け入れに関する交差汚染防止対策

令和元年10月、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(指針)が改正され、ワクチン接種農場、非接種農場の双方からの出荷先となると畜場における交差汚染防止対策の実施について規定された。9月の埼玉県でのCSF発生を受け、Aと畜場は衛生対策の強化を図ってきたが、指針改正の中で求められる事項についても対応するよう検討を行い、生体搬入場所等の消毒の徹底、ワクチン接種農場からの搬入車両の敷料消毒等による交差汚染防止対策を実施することとした。当所は、出荷元となる農場の所在する県からの要請を受け、交差汚染防止対策の実施状況について確認を行った。また、豚、牛それぞれの家畜運搬車ドライバー向けに、リーフレットを3局で作成し、交差汚染防止対策の周知・徹底を図った(図)。

図 生体車ドライバーに配布したリーフレット



業界団体向け説明会の開催

令和元年12月、市場部局主催で、市場内の業界団体(仲卸業者、買受人等)を対象として、CSFに関する説明会を開催した。説明会には約50名の業界団体関係者が参加した。業界団体に対するCSFに関する説明会の開催は初めてであり、家畜衛生部局からは、家畜衛生、指針及び発生時対応の概要について説明を行った。その際、業界団体からは、指針で示されていない事項について、以下の質問が寄せられ回答した。

- ・と畜、せり等は中止となるのか。
- ・異常豚発見後の家保への届出以降、畜産関係車両以外も入場自粛となるのか。
- ・届出から業務再開までどれくらいの時間がかかるのか。
- ・汚染物品についてどこまでが対象となるのか。

考察

以上の取組により結果、Aと畜場における交差汚染防止について適切な対策が講じられることになった。一方、発生時対応に関する体制整備については、検討を要する事項があることから、今後も、関係部局と連携し、以下項目について早急に整備強化を図っていく。

1 初動対応の検討

届出からCSF確定までの初動対応について、異常豚の発見には様々なケースが想定されることから、いかなるケースにおいても迅速に初動対応を取れるよう、ケースに応じた対応方法について検討していく。

2 実行性のある防疫計画の見直し

国内での CSF 発生を受け、当所は A と畜場での CSF 発生時の防疫計画を作成した。防疫作業前後には周囲へのウイルス拡散を防止するため、場内消毒を行うが、通常、農場で発生した場合に用いられる消石灰は、A と畜場においては、周囲のオフィス街への拡散が予想されるため使用が難しく、消毒方法については検討が必要である。こういった検討事項を含め、防疫計画については、3 局で合意形成を図りながら、より実行性の高い計画にしていく。

3 業界団体との調整

発生時対応には、市場内の業界団体の理解、協力が不可欠である。業界団体向け説明会では、業界団体が、届出以降、具体的にどのような影響があるのか、非常に不安に感じていることが伺えた。防疫措置を円滑に実施するには、こういった不安を解消し、家畜衛生について十分に理解を得るとともに、行政からの指示を待つだけでなく、業界団体側としても、BCP の作成等、発生時に経済活動への影響が最小限となるよう自ら準備を進めてもらうことが必要である。当所としても、引き続き、関係部局を通じ、業界団体との調整を図っていく。